

一般社団法人 ステップフォワード  
コンプライアンスおよび利益相反に係る規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人ステップフォワード(以下「当法人」という。)の経営理念や行動指針に基づきコンプライアンスに関する基本的事項を定め、これを適切に運用することによりコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規程は、当法人における事業活動の全てに適用する。

- 2 この規程は、当法人の全ての理事及び職員（正職員及び準職員、その他の雇用形態者を含む。以下同じ。）に対して適用する。

第3条（定義）

この規程において「コンプライアンス」とは、当法人の事業活動が法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。

- 2 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）、条例、定款、各種規程、業界自主規制並びにこれらに関連する通知等明確に文章化された社会的基準をいう。

第4条（コンプライアンス推進体制）

コンプライアンス推進の最高責任者は、代表理事とする。

- 2 コンプライアンス活動のうち重要事項の決定は、運営会議が行うこととする。
- 3 コンプライアンスに係わる運用を適切に行うために、最高責任者の下にコンプライアンス委員会を設置する。
- 4 コンプライアンス委員会の委員長を代表理事とし、委員会メンバーは委員長が選任するコンプライアンス委員により構成する。
- 5 コンプライアンス委員をもって内部通報の窓口（以下「ヘルプライン窓口」という。）を設置する。

第5条（コンプライアンス委員会）

コンプライアンス委員会は、次の権限をもつ。

- (1) コンプライアンスに係わる重要事項の調査、企画、立案
- (2) コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃についての審議
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直しに関する審議
- (5) その他、コンプライアンス委員会メンバーにおいて必要と認められた事項の審議

第6条（コンプライアンス委員会の開催）

コンプライアンス委員会は委員長の招集により、原則として社員総会後に開催する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、臨時委員会を開催することができる。

第7条（報告、連絡及び内部通報等）

理事及び職員は、コンプライアンス違反行為又はその恐れがある行動を発見した場合は、速やかにその旨をヘルプライン窓口担当者に通報するものとする。

- 2 ヘルプライン窓口担当者は通報を受けた内容についてコンプライアンス委員会へ報告する。
- 3 コンプライアンス委員会は、通報を受けた内容についてコンプライアンス違反行為の事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。
- 4 通報された内容及び調査で得られた個人情報を含むその他の情報については、正当な理由なく第三者に開示してはならない。
- 5 前項各号の内部通報の詳細については、別の「内部通報規程」に定める。

第8条（利益相反防止のための自己申告等）

当法人は、利益相反を防止するために、理事の職歴及び賞罰について事前に自己申告しなければならない。

- 2 この法人は、運営会議又は社員総会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。
- 3 この法人は、利益相反防止のため、理事に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

#### 第9条（特別な利益を与える行為の禁止）

理事は、特定の個人または団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別な利益を与える行為を行ってはならない。

#### 第10条（教育・研修）

当法人は、次に掲げる目的のため必要に応じて教育・研修を実施する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
  - (2) コンプライアンスについての正しい知識を付与すること
- 2 教育・研修会の受講を命じられた理事又は職員は、正当な理由がない限り拒否することができない。

#### 第11条（懲戒処分等）

コンプライアンス委員会による調査、協議の結果、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、理事及び職員は就業規則に基づく処分を運営会議にて決議する。

- 2 コンプライアンス違反行為が未遂によるものであったとしても、明らかな意思に基づいて行われる恐れがあったと認められた場合には、内容に応じて適正な処分を課す。
- 3 コンプライアンス違反行為を自主的に申告した者に対しては、処分を減免することがある。
- 4 理事が第8条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。
- 5 前項の理事の処分として理事の職を解く場合には、定款の定めに従い社員総会の決議による。

#### 第12条（改廃）

この規程の改廃は、コンプライアンス委員会で協議した上で運営会議の決議による。

#### 附則

この規程は、2022年8月1日より施行する。